

堺市西区役所庁舎屋内広告掲載業務取扱公募要領

当業務は、広告事業の実施による一般財源の増収及び区役所内の案内表示・区役所周辺の地図を掲載することによる市民サービスの向上を図ることを目的とする。

1 対象物件及び業務内容等

(1) 対象物件

堺市西区役所（所在地：堺市西区鳳東町6丁600番地）

設置物は下表のとおり。

| 図面内 番 号 | 設置内容 | 設置場所 | 規格 |
|------------|----------------|---------------------|---|
| 【A】 | 広告付パネル型案内地図 | 玄関ホール 北側中央壁面 | 幅 3,300mm～3,800mm、 高さ 2,100mm 程度、 奥行き 200mm 程度 |
| 【B】 | 広告モニター（自立式） | 玄関ホール 市民課出入口壁面付近 | 幅 900mm 程度 高さ 2,100mm 程度 奥行き 700mm 程度 |
| 【C】 | 触知庁舎案内板 | 玄関ホール 出入口付近 | 幅 1,200mm～1,500mm 高さ 1,600mm～1,800mm 奥行き 1,000mm 程度 |
| 【D】 | 市政情報用デジタルサイネージ | 本市と協議する | 幅 700mm 程度 高さ 1,500mm 程度 奥行き 700mm 程度 |

(2) 業務内容

西区役所周辺及び西区全域地図等を作成・設置し、地図上に所在する民間企業を優先に募集し、広告を掲載する。また、来庁者にとって分かりやすい庁舎案内図等を作成・設置する。詳細は仕様書に基づく。

(3) 西区役所への来庁者数

西区役所建物は区役所・西文化会館・西老人福祉センターの3施設で構成されている。

①西区役所利用者数（件数）【参考】

| | |
|--------------|------------------|
| 市民課（証明書発行件数） | 4,861 件（2018年9月） |
| 保険年金課 | 3,358 件（2018年9月） |
| 市税の窓口 | 1,000 件（2018年9月） |
| 地域福祉課 | 1,618 件（2018年9月） |
| 子育て支援課 | 約 550 件（2018年9月） |

②西文化会館利用者数 10,320 人（2018年9月）

③西老人福祉センター利用者数 3,522 人（2018年9月）

(4) 西区役所に勤務する職員数

237 人（2018年4月1日現在）

2 応募、申請方法、現地確認

(1) 日程

| | |
|----------------|----------------|
| 公告（公募開始、現地調査含） | 2018年11月20日（火） |
| 現地確認、質疑締切日 | 2018年12月5日（水） |
| 質疑回答日 | 2018年12月12日（水） |
| 申請締切日 | 2018年12月14日（金） |
| 広告掲載料提案書開封日 | 2018年12月21日（金） |

(2) 担当課

西区役所企画総務課 〒593-8324 堺市西区鳳東町6丁600番地 西区役所4階
 受付時間 午前9時～正午、午後0時45分～午後5時30分まで（土日祝日を除く。）
 TEL：072-275-1901 FAX：072-275-1915 メール：nishikiso@city.sakai.lg.jp

(3) 申請書類

| 区分 | 必要書類 |
|----|---|
| ① | 堺市西区役所庁舎広告掲載申請書（様式1） 申請書その他提出書類に押印する印影は、法務局発行の印鑑証明書と同一でなければならない。また、次欄「履歴（現在）事項全部証明書」に複数の代表者が記載されている法人にあっては、本件申請に係る権限がある代表者を申請者欄に記入し、その代表者印を押印すること。 |
| ② | 履歴（現在）事項全部証明書 書類提出時点で発行後3か月以内のものに限る。 |
| ③ | 印鑑証明書 書類提出時点で発行後3か月以内のものに限る。 |
| ④ | 事業者の概要 事業経歴、本社・事業所の所在地、従業員数、広告取扱・掲載実績は必須事項。パンフレット可。 |
| ⑤ | 誓約書（様式2） 堺市調達課委託業者名簿登録者【様式2-1】 堺市調達課委託業者名簿未登録者【様式2-2】 ※住所欄は、勤務先の所在地ではなく、役員各々の住民登録地（住民票記載の住所）を記入すること。 |
| ⑥ | 国税の納税証明書（その3の3） 「法人税」、「所得税」、「消費税及び地方消費税」の未納税額がないことの証明用。 書類提出時点で発行後1か月以内のものに限る。 |
| ⑦ | 堺市税納付状況確認同意書（様式3） ※市外法人も必要。 市税には、個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。 |
| ⑧ | 広告掲載料提案書（様式4） 年額【消費税除く】を記載すること。 |
| ⑨ | 広告図案、文面及びその説明書（様式は任意） イメージ、絵コンテ等でも可。 |

※広告取扱事業者が堺市登録業者の場合は、区分②③⑥⑦の書類の提出は不要。

(4) 現地確認

現地確認を希望する場合は、公告の翌日から上記2(1)に記載されている期限の間とする。現地確認を希望する場合は、前営業日までに担当課まで電話で申し込むこと。

(5) 質問

本件に関する質問は、質問票(様式5)を使用し、電子メール又はFAXにより上記2(1)に記載されている期限までに担当課あてに送信すること。また、送信の旨を電話連絡すること。直接持参や電話での質問は不可とする。

質問は上記2(1)に記載されている期日までに堺市西区ホームページで掲載し、申請者に直接回答はしない。

(6) 申請方法

①書類掲載場所

堺市西区ホームページ(<http://www.city.sakai.lg.jp/nishi/index.html>)から申請書類をよりダウンロードすること。

②申請締切

2018年12月14日(金)まで

③申請方法

担当課まで直接持参、又は郵送にて1部提出すること。FAX及び電子メールによる申請は受け付けない。また、申請書類の返却は行わない。

郵送の場合は提出期限必着とし、郵送した旨を担当課に連絡すること。郵送事情により、期限を経過して到着したものは不着とし、失格となるので注意すること。

④その他

申請書類の個人情報等は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、資格確認のための警察当局への照会を除き、正当な理由なく他人に知らせ、又は他の目的に使用することはない。

(7) 最低広告掲載料

¥500,000円(年額 税抜)

3 資格要件

広告取扱事業者になろうとする者(法人に限る。)は、下記各号に該当する者とする。庁舎広告掲載申請及び許可期間中であっても、下記各号のいずれかに該当しなくなると認められる場合は、それぞれ申請の受付及び許可は取り消されるものとする。また、庁舎内広告として掲載する広告を広告取扱事業者に提供する者(以下「広告主」という。)も同様とする(第7号及び第8号を除く。)。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用について、市は補償しない。

(1) 本件が行政財産目的外使用許可(以下「許可」という。)に該当する案件(行政処分)であることを認識し、堺市広告掲載基準をはじめとする関係法令を遵守できること。また、その誓約書を提出できること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第3条の規定に該当しないこと。

- (3) 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (7) 自らが設置し、継続して運営する資力、能力を有すること。
- (8) 掲載広告について、広告取扱事業者が外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (9) 各種緊急時の対応を速やかに行えるよう市内若しくは近隣に支社・支店・営業所があること。

4 欠格要件

広告取扱事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いずに許可を取り消すものとする。広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合（第 2 号、第 3 号及び第 8 号を除く。）広告取扱事業者は広告主の変更を行うこと。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用について、市は補償しない。

- (1) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）又は市税（個人市民税（特別徴収を含む。）法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税）の滞納がある場合。
- (2) 指定された期日までに行政財産目的外使用料（以下「目的外使用料」といいます。）、光熱費、広告掲載料及びその他徴収金を納入しない場合。
- (3) 使用上の義務違反又は不法行為があったとき。
- (4) 事業内容、資力及び信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう等により、広告取扱事業者又は広告主としてふさわしくないと本市が判断した場合。
- (6) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (7) 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (8) 許可の条件に違反があると認められたとき。

5 契約の主な条件

(1) 使用形態

本件の形態は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく許可とする。

(2) 使用許可期間

2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで。使用にあたっては、行政財産目的外使用許可申請書の提出により使用許可を受けること。2020 年 4 月 1 日以降継続して使用する場合は、年度毎に同様の申請を行うことにより、本市が使用許可の延長を行って支障がないと判断した場合は、最長 2024 年 3 月 31 日までの間、使用許可を受けることができる。

広告取扱事業者の都合及び使用期間満了により撤去しようとするときは、その 4 か月前までに文書により本市に申し出ること。

(3) 目的外使用料

堺市行政財産の目的外使用に関する条例第3条の規定に基づき算出する。

① 案内地図型

設置面積1平方メートルにつき (年額) 17,917円

② 通信ケーブル等配線

敷設距離1メートルにつき (年額) 14円

※①、②ともに平成30年度額を記載。西区役所の土地・建物の評価額が変更された場合や関係条例等が改定された場合などは毎年の目的外使用料も変更となる。また、設置方法によって使用面積の算定方法が異なる場合がある。

(4) 光熱費

個別メーター等が設置される場合は当該数値により、設置されない場合は定格電力と稼働時間数に基づき積算し、別途、覚書の定めにより請求する。

(5) 広告掲載料

① 初年度の広告掲載料については、提案掲載料(年額、消費税を除く。)に2018年4月1日現在の消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

② 設置期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、提案掲載料に変更後の税率により算出された消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

(6) 上記(3)～(5)について、既納分の返還は行わない。ただし、(3)と(5)については、本市において公用又は公共用に供するため許可を取り消し又は変更し、若しくは広告取扱事業者の責めに帰することのできない理由により当該区分の使用を開始又は継続できないときは、この限りではない。

(7) 広告掲載場所、掲載枠の提供及び返還

広告掲載場所、掲載枠は現状有姿の状態を提供する。運営に際して電源や通信線等の敷設が必要な場合は、施工予定図を本市に提出し、その承認を得た上で広告取扱事業者の費用負担にて施工できるものとする。

また、広告掲載期間満了の際は、すべて原状回復した後に返還するものとする。ただし、本市がその必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

6 広告取扱事業者の決定

- (1) 申請書類の記載内容について、堺市広告掲載基準等の関係規程に基づく適合審査を行う。
- (2) 上記適合審査の通過者のうち、最も高い広告掲載料提案者を広告取扱事業者に決定する。

7 広告取扱事業者の決定時期

- (1) 広告取扱事業者は2018年12月下旬頃に決定し、市のホームページで公表する。
- (2) 決定結果の通知は決定した広告取扱事業者へのみ行う。また、審査内容や結果に関する質問は認められない。

8 注意事項

- (1) 堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第6条第1項に基づく公開請求又は市議会からの要請を受けたときは、広告取扱事業者は本市への協力に努めるものとする。
- (2) その他本市が必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対して資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

- (3) 広告取扱事業者は、善良な管理者としての注意をもって対象物件の維持保全（清潔状態の維持等）に努めなければならない。また、来庁者等から苦情、要望があった場合の対応等は自己の責任において速やかに解決するものとする。
- (4) 対象物件の構造や管理の不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合は、広告取扱事業者は自らの責任で処理するものとする。この場合、本市は一切その責任を負わない。
- (5) 申請書類のほか、本市が必要に応じて追加の書類の提出を求めた場合はそれに応じること。

9 広告主の決定

広告取扱事業者は、広告内容の当該原案及び広告主の誓約書（様式6）を掲載日、放映日に支障がでないよう事前に本市に提出すること。堺市広告掲載基準等の関係規程に基づく審査の結果、適合している場合のみ認め、広告取扱事業者に通知する。

10 許可の取り消し

許可期間中に当該区分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき又は、当該許可の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取り消すものとする。

11 広告内容の変更

広告内容を変更しようとするときは、当該原案及び、広告主の誓約書（様式6）を本市に提出し、承認を得ること。適合している場合のみ変更を認め、広告取扱事業者に通知する。

12 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しないものとする。不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む。）は、堺市情報公開条例第6条1項に基づく公開請求があった場合、原則として公開するものとする。ただし、技術上の情報等で、公開することにより事業活動が損なわれると判断されるような場合には、広告取扱事業者と協議の上、非公開とすることがある。
- (2) 本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、堺市財産規則、堺市契約規則、その他関係法令等の定めるところによるものとする。

堺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会事務局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行革推進課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。

- イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
- (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
- (4) その他の表示の基準

ア 割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに

至ったとき。

(4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。